

建設省経入企発第 12 号

自治行第 35 号

平成 10 年 4 月 1 日

各都道府県知事 殿

建設省建設経済局長

自治省行政局長

地方公共団体の公共工事に係る入札・契約手続

及びその運用の更なる改善の推進について

建設省及び自治省においては、これまで、平成 5 年 12 月 21 日の中央建設業審議会建議「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」及び平成 5 年 12 月 24 日に取りまとめられた「建設省・自治省入札・契約手続改善推進協議会報告書」に沿って、公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の改善を早急に実施されるよう、数度の通知により要請を行ってきたところである。

今般、平成 10 年 2 月 4 日に、中央建設業審議会から関係各庁に対して建議（「建設市場の構造変化に対応した今後の建設業の目指すべき方向について」）が行われ、入札・契約制度の更なる改善などについて所要の措置を講じるよう要請されたところであり、さらに、平成 10 年 3 月 31 日には、「規制緩和推進 3 か年計画」が閣議決定され、その中に、平成 9 年 12 月 12 日の行政改革委員会最終意見を踏まえて、「公共工事の規制の在り方」が盛り込まれるとともに、それらを地方公共団体に対しても要請することとされたところである（別添参照）。これらは、公共工事の入札・契約制度について透明性、競争性の一層の向上を図るなどにより、適正で効率的な公共工事の執行を確保しようとするものである。

各都道府県におかれては、平成 10 年 2 月 4 日の中央建設業審議会建議及び平成 10 年 3 月 31 日に閣議決定された「規制緩和推進 3 か年計画」の趣旨を十分

御理解の上、下記事項に留意し、公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の更なる改善に取り組むとともに、この旨を貴管内の市町村に周知徹底するようお願いする。

記

1 多様な入札・契約方式の導入

民間において固有の技術を有する工事等を対象として、個別・具体の民間の技術力を一層広く活用することにより、品質の確保、コスト縮減等を図るとともに、技術力による競争を促進する観点から、技術提案を受け付ける多様な入札・契約方式の導入を推進すること。この場合、技術提案についての審査に対する信頼性の確保が重要であるので、必要に応じて外部の専門家の意見聴取等も含む審査体制の整備や審査結果の理由説明等手続の透明性の確保に留意すること。

2 一般競争方式の実質的な対象工事の拡大

一般競争方式については、平成6年1月18日に閣議了解された「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」に基づき、都道府県及び指定都市の1,500万SDR（現在の邦貨換算額：24億3千万円）以上の公共工事に採用するよう要請しているところであり、その運用に当たっては、中小・中堅建設業者の受注機会の確保に配慮しつつ、適切な発注ロットの設定を推進し、工事の大型化を通じた一般競争方式の実質的な対象工事の拡大を図ること。

3 予定価格の事後公表

不正な入札の抑止力となり得ることや積算の妥当性の向上に資することから、予定価格の事後公表を行うこと。また、コストの内訳をあわせて公表することについても検討すること。

4 低入札価格調査制度への移行及び低入札価格調査の結果の公表

低入札価格調査制度は、一定の基準価格を下回る入札があった場合に、その入札価格で適正な工事の施工が可能であるか否かについて審査する制度であり、入札参加者の企業努力及び低い価格での落札を促進する観点からは、一定の基準価格を下回る入札を無条件で排除する最低制限価格制度よりも望ましい制度であるので、審査体制の整備等の条件整備を進め、最低制限価格制度から低入札価格調査制度に移行していくこと。

また、低入札価格調査を実施した工事については、その結果を公表すること。

5 等級制の運用

競争性を一層高める観点から、発注する工事の技術的難易度等に応じて、当該工事の規模に対応する等級に格付けされた建設業者以外の建設業者の指名を推進すること。

6 等級の公表等

企業評価向上のためのインセンティブを付与する観点から、当該建設業者本人に対し、客観点数、主観点数及び等級を通知することについて、検討すること。

また、手続の透明性の一層の向上を図る観点から、等級の公表を行うことについて、検討すること。

7 特定建設工事共同企業体制度の運用

特定建設工事共同企業体制度の運用に当たっては、昭和62年8月17日の中央建設業審議会建議「共同企業体の在り方について」及び平成5年12月21日の中央建設業審議会建議に基づき、大規模工事の安定的施工等を目的とするという制度本来の趣旨を踏まえ、その適正な活用を図ること。

8 不良不適格業者及びいわゆる「上請け」の的確な排除

不良不適格業者及びいわゆる「上請け」の的確な排除を徹底するため、発注者支援データベース・システムの活用、施工体制台帳の活用と現場の立入点検等による施工体制の確認、技術者の現場専任制や一括下請負の禁止に違反している建設業者に対する厳正な対応等を図ること。

9 発注体制の強化

発注体制の整備、建設技術センター等の整備・充実とその活用、建設コンサルタント、設計者等民間の技術者を有する組織の活用、発注者支援データベース・システムの活用等発注体制の強化を図ること。

10 市町村に対する改善の指導

市町村に対する平成5年12月21日の中央建設業審議会建議等に基づく入札・契約手続及びその運用の改善及び上記の更なる改善の指導については、管内の市町村の実情を十分把握した上で、通知による指導のみならず、都道府県公共工事契約業務連絡協議会等の場も活用して、建設省及び自治省からの通知の趣旨を徹底することはもちろんのこと、都道府県の改善についての情報提供等のきめ細かい支援を積極的に行うこと。この場合、同協議会において、改善の申合せ及びそのフォローアップを行うよう検討すること。